

新型コロナウイルス関連情報（オーストリア国内における新型コロナウイルス対策措置（1月1日以降））

オーストリア政府は、国内オミクロン株新規感染者の増加を受け、現行の国内規制措置を一部変更の上、期間延長することとしました。期限は、当面1月10日までとされています。

主な変更点は以下のとおりです。

1 2G証明書所持者を除く者に対する外出制限を延長する。ただし、12歳未満の子供は外出制限の適用対象から引き続き除外される。また、学校での検査証明書を有する12歳以上の生徒も、事実上外出制限の適用対象から除外される。

2 1月2日以降、5～22時に制限する集会の実施時間を10人以下の集会に対して適用しない。これに伴い、22時以降は、自宅等の私的空間も含めて、10人を超える集会は禁止。

3 1月3日から、1回接種型のワクチンを接種証明書カテゴリーから除外する。これにより、1回接種型も追加接種が必要となる。具体的には、ヤンセン（ジョンソン&ジョンソン）を1回接種した者も、2回目としてビオンテック/ファイザーまたはモデルナのワクチンを接種の上、ワクチン接種証明書を取得する必要がある。

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>